

日本学生支援機構寄附金事業

「JASSO 支援金」の ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから
寄せられた寄附金を基に
「JASSO 支援金」事業を実施しています。

自然災害等により居住する住宅に半壊若しくは
床上浸水以上等の被害を受け、学生生活の継続に支
障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生
生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 支援
金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>

JASSO 支援金の申込みは、学校の担当窓口へ



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」

独立行政法人日本学生支援機構

1. 本事業の目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生又は生徒（以下「学生等」という。）が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金の支給を行います。

2. 申請資格

次の全てに該当する人。

- (1) 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程のうち、日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の奨学金貸与及び給付対象校・対象学科に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。
- (2) 自然災害等の発生により、学生本人が現に通学のために居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した場合。
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

- ※ 本機構奨学金の貸与及び給付対象外の課程に在学中の人、科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。
- ※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害は対象外です。
- ※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。
- ※ 同一の災害につき、申請は1回とします。
- ※ 本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3. 支給額

10万円 ※ 返還不要

4. 支援金の申請および推薦方法

学生等は、本機構が指定する申請書類により在学する学校を通じて申請し、学校は、書類を確認の上、学校長名により本機構理事長宛に推薦します。

支援金の申請に係る詳細および様式は、本機構ホームページをご覧ください。

JASSO 支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>



5. 申請および推薦期間

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して3か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中の推薦であること。

6. 審査結果の通知および支援金の支給について

推薦書類を本機構で審査のうえ、支給の可否について学校を通じてお知らせします。また、支給対象者には、指定口座に支援金を振り込みます。

7. 関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課 JASSO 支援金担当

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

電話：03-6743-6011 FAX：03-6743-6662